

議案第 98 号

松阪市飯高地域資源活用交流施設条例の一部改正について

松阪市飯高地域資源活用交流施設条例（平成 17 年松阪市条例第 196 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 11 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市飯高地域資源活用交流施設条例の一部を改正する条例

松阪市飯高地域資源活用交流施設条例（平成 17 年松阪市条例第 196 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） 宿泊施設及び宿泊利用施設の経営及び運営事業に関すること。

第 6 条第 1 項ただし書中「RVパーク」の次に「及びコテージ」を加える。

別表RVパークの項摘要の欄中「午後 3 時」を「午前 11 時」に改め、同表に次のように加える。

コテージ	1 泊 1 棟	25,000 円	午後 3 時から翌日 午前 10 時まで
------	---------	----------	-------------------------

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。